

福島県消防団応援プロジェクト「ふくしま消防団サポート企業」募集要項

(趣旨)

第1条 この要項は、地域防災力の中核として重要な役割を担う消防団を福島県全体で応援することにより、地域防災力の充実強化を図ることを目的として、福島県内の消防団員、消防団、市町村が認定する消防団協力事業所（以下「消防団員等」という。）に対し、サービス等の提供を行う企業、店舗、施設等（以下「サポート企業」という。）の募集に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 この募集は、福島県が実施主体となって、公益財団法人福島県消防協会及び県内市町村の協力を得て実施するものとする。

(基本的な考え方)

第3条 サポート企業は、第1条の趣旨に賛同し、福島県に申込登録を行うことにより、自主的にサービス等を提供するものとする。

2 この要項におけるサービス等とは、消防団員等が受けることができる利用料金や商品価格の割引、買い物ポイント加算、消防団活動に要する物品や役務の提供等を始めとした各種サービスのことをいう。

(登録の申請)

第4条 サポート企業として登録しようとする企業及び店舗等は、「ふくしま消防団サポート企業」登録申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）により、知事に申込みをするものとする。

2 知事は、前項の申込書の内容を審査するとともに、申込者の所在地を管轄する市町村の意見を聴いて、「ふくしま消防団サポート企業登録台帳」（様式第2号。以下「登録台帳」という。）に記載し、登録を行うものとする。ただし、次の各号に掲げる企業及び店舗等については登録を行わないものとする。

- (1) 各種法令等に違反しているもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 福島県暴力団排除条例（平成23年3月18日福島県条例第51号）に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等と密接な関係を有するもの。
- (3) 宗教活動又は政治活動に関するもの
- (4) 通信販売及びインターネットによる販売など対面販売を前提としないもの
- (5) ギャンブル性を有し、射幸心をあおるおそれのある遊戯等を提供するもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が適当でないと認めるもの

なお、申込書には、上記(1)から(5)までに該当しない企業及び店舗等であることを誓約した旨記載するものとする。

3 知事は、前項の登録を受けた当該企業に対して、その旨を様式第3号により通知するとともに、「ふくしま消防団サポート企業」表示証（様式第4号及び様式第4号の2。以下「表示証」という。）及びふくしま消防団サポート企業登録証（様式第4号の3）を交付するものとする。

4 知事は、ふくしま消防団サポート企業の名称、所在地及びサービス等の内容を市町村に通知するとともに、ホームページ等により公表するものとする。

（表示証の掲示等）

第5条 サポート企業は、原則として、サポート企業内の見やすい場所に表示証を掲示するものとする。

2 サポート企業は、自ら作成するパンフレット、チラシ、ポスター、看板、ホームページその他の広告等に表示証のデザインを使用することができる。

（登録の変更・廃止）

第6条 サポート企業は、登録された内容を変更しようとする場合又は登録の廃止をしようとする場合は、あらかじめ、「ふくしま消防団サポート企業」登録内容変更・廃止届（様式第5号）を、知事に提出するものとする。

2 知事は、前項に規定する変更届があったときは、登録台帳の当該内容を変更するものとする。

3 知事は、前項の内容を市町村に通知するとともに、ホームページ等により公表するものとする。

（登録の取消）

第7条 知事は、サポート企業が前条に規定する登録の廃止届を提出した場合又は偽りその他不正な手段により登録を受けたことが判明した場合、その他サポート企業としての登録が適当でないと知事が認めた場合は、当該登録を取り消すものとし、登録台帳から抹消するとともに、その旨を様式第6号により当該企業に通知するものとする。

2 前項の規定により登録を取り消されたサポート企業は、速やかに表示証を外し、その掲示又は表示を取りやめるものとする。

3 知事は、前項の内容を市町村に通知するとともに、ホームページ等により公表するものとする。

（証明書等の提示）

第8条 消防団員等が、サポート企業からサービス等の提供を受ける際は、市町村長等が発行する消防団員の証明書や消防団協力事業所表示証等を提示するものとする。

なお、市町村長等が発行している消防団員カード、手帳等の証明書がない場合

は、様式第7号により市町村長等が発行するものとする。

- 2 消防団員の家族については、サポート企業がサービス等の提供を行うことを認めた場合に限り対象とするものとする。
- 3 証明書等を悪用し、消防団員等と偽ってサポート企業に損害を与えた場合は、偽って損害を与えた者がその責任を有するものとする。

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成29年5月23日から施行する。

この要項は、令和2年6月15日から施行する。

この要項は、令和3年7月2日から施行する。